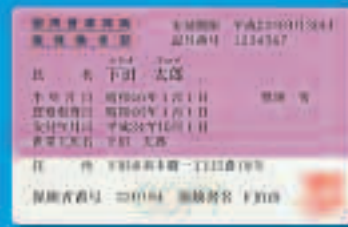




10月1日から 国民健康保険 被保険者証が変わります



今度の保険証は藤色です

【問合せ先】健康増進課 国保年金係 ☎ 3922

新しい保険証は藤色で9月中旬に郵便でお届けします。現在お使いのクリーム色の保険証の有効期限は9月30日までです。10月1日からは使用できませんので各自ハサミで切るなど処分してください。

- 確認事項**
- 1 他の健康保険証と重複している人はいませんか。
 - 2 国民健康保険の加入者に漏れはありませんか。
 - 3 氏名や生年月日に誤りはありませんか。
 - 4 転居・転出など住所を異動した人はいませんか。
 - 5 学生用の保険証を交付している世帯の方で、現在お持ちの保険証の有効期限が切れていませんか。

確認事項のいずれかに該当する場合は届出が必要になります。健康増進課国保年金係(市役所3番窓口)で手続きをしてください。また、国民健康保険税が未納になっている世帯の方は、新しい保険証を税務課の窓口で更新していただく場合があります。

健康の秋、予約で健康チェック(特定健診)

10月の特定健診は予約制となります。

午後1時から3時までの30分間隔でご予約を承ります。予約申込は9月10日(月)から開始します。健康増進課健康づくり係までお電話ください。(☎ 2217)

対象者

40歳以上で国民健康保険もしくは後期高齢者医療保険に加入している方

※大腸がん検診、肺がん検診も同時に実施しております(この二つの検診については予約不要です)。

予約でスムーズ健康チェック

通常、各地区で巡回している健診は、ご自宅の近くで受けられるというメリットがありますが、日にちが限られていますし、予約制ではないので地区によっては大変混雑してしまう場合があります。

予約健診でしたら待ち時間も少なく、予定も決めやすいので大変便利です。

また、健診を受けていない方は、是非ご利用下さい。

生活習慣病予防の重要性

がんや心臓病、脳卒中などの生活習慣病は日本人の死因の約6割を占めています。

普段の食生活など様々な習慣がからみ、自覚症状も少ないので、いつの間にか重症化してしまう場合もあります。

特定健診は自分自身では分からない身体や生活状況を判定し、みなさまの健康生活をサポートします。

実施日	会場
10月9日(火)	中央公民館
10月10日(水)	市民文化会館
10月11日(木)	白浜公民館
10月12日(金)	中央公民館
10月13日(土)	下田市民スポーツセンター
10月15日(月)	朝日公民館
10月16日(火)	道の駅開国下田みなと
10月17日(水)	道の駅開国下田みなと

問合せ先 健康増進課国保年金係

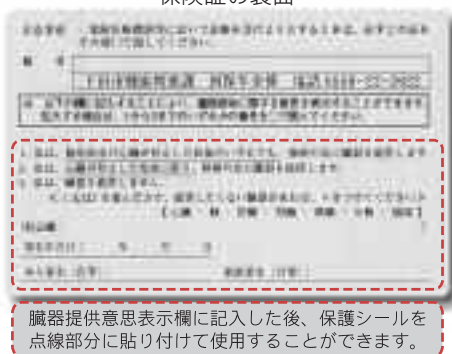
☎ 3922

保険証の裏面で 臓器提供の意思表示が可能です

昨年、臓器移植に関する法律が改正され、保険証の裏面に「臓器提供に関する意思表示欄」が設けられています。

- ◎ 臓器提供の意思表示欄への記入は任意です。
- ◎ 記入の有無により、受けられる医療内容に違いが生じることはありません。
- ◎ 記入後も、いつでも臓器提供に関する意思を変更できます。
- ◎ その場合、保険証の再交付を受け、改めて変更後の意思を記入してください。
- ◎ 個人情報保護シールを同封しますので活用ください。

～保険証の裏面～



臓器提供意思表示欄に記入した後、保護シールを点線部分に貼り付けて使用することができます。

後期高齢者医療制度 加入者のみなさまへ

医療費の総額をお知らせします

ご自身の受けた医療の内容を確認し、医療や健康に対する理解を深めていただくために、年に2回静岡県後期高齢者医療広域連合から「医療費のお知らせ」(医療費通知)を送付いたします。

本通知の注意事項

- ◎ 医療費や保険料を請求するものではありません。
- ◎ 記載されている金額は診療に要した医療費の総額です。

- ◎ 記載されている金額は診療に要した医療費の総額です。(医療機関等の窓口で支払った金額ではありません。)
- ◎ 診断書料などの保険外費用は含みません。
- ◎ 確定申告などの医療費控除の領収書の代わりとすることはできません。

問合せ先

静岡県後期高齢者医療広域連合
健康増進課国保年金係
☎ 054127015530
☎ 3922

ジェネリック医薬品 (後発医薬品) 差額通知を送付します

下田市では、平成24年9月末より、国民健康保険に加入されている方にジェネリック医薬品差額通知を送付します。この通知は、ジェネリック医薬品に変更した場合、薬の自己負担額がどれくらい軽減できるかの一例をお知らせするハガキです。

- 1 ジェネリック医薬品への切り替えをすることにより、月額で100円以上お薬代が安くなる方
- 2 調剤薬局で調剤を受けている15歳以上の方

記載内容等でご不明な点がありましたら、ハガキに記載されているコールセンターへお問合せください。
0120-5310006

国民年金の後納制度が始まります

国民年金保険料は納期限より2年を経過した場合、時効によって納付することができなくなりますが、過去10年間の納め忘れた保険料について平成24年10月1日から平成27年9月30日までの間に限り、今まで納付できなかった期間の保険料を納付することが可能になりました。

10年以内のものが対象です。増える年金額

保険料1か月分を納めることにより増額される年金受給額の目安は年額約1,638円(平成24年度時点)です。

後納制度のメリット

- ① 将来受け取る年金額が増額
- ② 年金の受給資格が得られる可能性がります

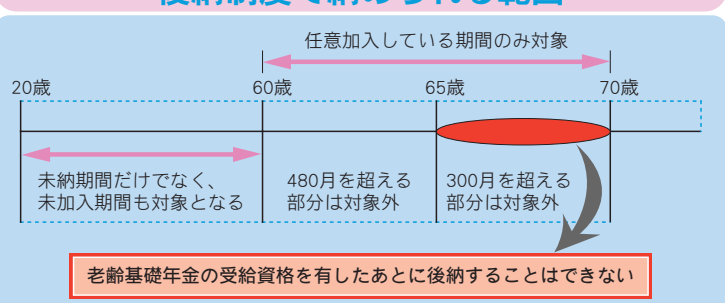
対象者

納付済期間及び合算対象期間を合計しても25年に満たない人や、老齢基礎年金の受給権を有していないなど、過去10年以内に未納期間を有する方が対象となります。

対象期間

既に2年の時効が経過して納付できなくなった国民年金保険料で承認日の属する月前

～後納制度で納められる範囲～



問合せ先

三島年金事務所
健康増進課国保年金係
☎ 05519731444
☎ 3922



ジェネリック医薬品とは…

医師の処方箋に基づいて調剤される「医療用医薬品」のうち、先発医薬品の特許期間終了後に承認を得て販売される、同じ主成分・同等の効果を持つ後発医薬品のことを指します。

開発から承認までに多くの時間と費用がかかる新薬に比べ、基本的にジェネリック医薬品は薬価が低く設定されており、被保険者ご自身の自己負担額の軽減や、年々増える医療費全体を減らす効果につながると考えられています。

ただし、通知が届いた方が必ずしもジェネリック医薬品に切り替えることができるわけではありません。

また、全ての薬品にジェネリック医薬品が開発されているわけではなく、調剤料等を含めた価格と比べると、大差ない場合もあります。